

第135回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年 4月18日（木）10:00～13:05

2 場 所 三田共用会議所 3階大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、
澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）部会に属すべき委員及び専門委員の指名について
- （4）サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）について
- （5）基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）
について
- （6）毎月勤労統計調査について

5 議事概要

- （1）諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料1-1、1-2に基づき説明が行われ、

審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・これまでの調査員調査では、例えば、実際に事業所が営業しているかどうか確認していたと思うが、郵送・オンライン調査に変更することにより、調査に影響はないかということも審議に加えていただきたい。
- ・今回、効率的な調査実施の観点から、調査対象とする事業所の範囲を一定規模以上に限定する、いわゆる「裾切り調査」とすることを計画しているが、商業動態統計調査はQ Eをはじめとして幅広く使われていることを踏まえ、変更による影響を十分に確認してほしい。また、諮問における必要的付議事項ではないが、昨年度、経済産業省が実施した「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」において、検証を行ったPOSデータの活用及び調査結果の水準修正についても部会における重要な論点となり得るので十分な審議をお願いする。

（２）部会の審議状況について

《人口・社会統計部会》

冒頭、西村委員長から、前回（３月18日）の委員会において、３名の委員から示された賃金構造基本統計調査に関する意見の要旨をホームページに掲載するとしていたことについて、当該意見も含めた議事概要を迅速に公表することで要旨の掲載に代えることができることから、各委員の了承を得て、要旨ではなく、詳しい議事概要を公表した旨、紹介された。その後、白波瀬人口・社会統計部会長から、資料２－１に基づき、賃金構造基本統計調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・賃金構造基本統計調査は同一労働・同一賃金といった厚生労働省の政策等に活用されるものだとして理解しているが、バー・キャバレー等を除外するということは、これらの産業は政策の対象外になっているということか。他の統計などで、これらの産業の賃金等が把握できているのであれば、それらの情報を賃金構造基本統計調査に活用することも考えられるのではないか。
- 今回のバー・キャバレー等の除外は、あくまで調査事務の効率化という観点によるものである。同一労働・同一賃金等の政策立案・運用に当たっては、賃金構造基本統計調査の結果だけでなく、他の統計も含めて考慮していくことになる。
- 本調査がバー・キャバレー等を考慮しない統計であってよいという話では全くなく、実査が難しいという調査環境の下での妥協策として調査対象から除外する計画としているものと理解している。しかしながら、今回、調査方法も

郵送調査を原則とした調査に変えていく中で、これまで調査対象から除外してきたこととの整合性を図るために、これからの調査においても除するという説明は、あまりにも本末転倒であり、受け入れられない。一方で、これらの産業が調査されていなかったという事実については、結果公表と併せて情報提供すべきと思うが、それは、国民に対して一体何が起こっていたのかということを開示する1つの過程とも考えており、そういう意味で、少し複層的な議論が混在していると解釈している。

- ・ 部会長の考えに共感する。バー・キャバレー等を除外したという背景には、調査員調査として実施することについての難しさがあると考え。今回、郵送調査に切り替えていくのであれば、郵送調査によっても困難であるという実態があるのかどうか確認することが必要なので、まずはバー・キャバレー等を含めた形で調査する方向で検討すべきではないか。
 - ・ 郵送調査による回収率を確認するのは大事なことなので、是非実施していただきたい。今後の課題のところ、匿名データの在り方についても検討していただいたのは、非常にありがたい。また、パネルデータについても、重要な課題だと思うので、どこかの時点で取り上げていただくようお願いしたい。
- パネルデータに議論が及んだことは、大変ありがたい。断片的な観察では分からない部分を知ろうとする場合、どうしてもパネルデータが必要であり、日本でもそういったものがほしいと思っている。すぐにできないことは理解しているが、パネルデータの作成に当たっては、事業所の識別子ができるだけ時系列で共通になるように設計することを考えていただきたい。
- ・ 部会審議において、厚生労働省からは、郵送調査を始めた時期については特定が難しいとの説明があった。状況は理解するが、分からないので仕方がないということ、部会として決して受け入れたわけではない。調査実施者としての責任において、郵送調査による回収率などの基礎的な情報をしっかり開示して、過去への遡及等についても引き続き検討していただきたい。
 - ・ バー・キャバレー等を除外して実施してきたという実態はあるが、これだけを除外するという明確な根拠があるわけではない。調査が難しいといわれている調査員調査により実施するわけではなく、郵送調査により実施する以上、もう1度考え直す必要がある。少なくとも2019年調査においては、調査対象に含めて実施し、影響等を検証すべきではないかという部会長の意見を支持したい。また、郵送調査の開始時期や導入経緯について、今回の部会においても、明らかにならなかったことは残念である。これ以上説明することは困難というのは理解するが、それを認めたわけではなく、再発防止の観点からも、それらが生じた制度的な状況やガバナンスの問題などをしっかりと説明すべきである。調査方法の変更による結果への影響を詳細には解明できないことから、結果の公表に当たっては、調査方法に変更が生じていたことや回収率など、利用する際の参考情報を提供・充実させることが重要である。本調査の調査対象事業所が

点在している状況を考えれば、回収や督促状況を的確に管理することを前提とした郵送調査を基本とすることは、本来あるべき姿ともいえる。調査精度の確保・向上を図る観点から、一部、調査員や都道府県労働局等の職員による回収、本社一括調査の導入などの措置を併せて講ずるとともに、それをオンタイムに管理することや、実査を伴う都道府県労働局の事務の効率化を図ることは、再発防止策という観点からも重要と考えている。2020年度の調査からは、オンライン調査の導入が検討されていることから、今回の変更については、抜本的な見直しに向けた過渡的な取組であるといったことを考えると、一定の合理性・妥当性はあると考えている。本調査については、今後、答申案を取りまとめ、次回の委員会で報告いただきたい。将来のパネルデータの作成についての問題提起もあったが、パネルデータを整備するための環境や制度作りが重要になるので、そういったことにきちんと対処することをお願いしたい。

《国民経済計算体系的整備部会》

宮川国民経済計算体系的整備部会長から、資料2-2に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 経済産業省生産動態統計（以下「生産動態統計」という。）に追加を要望する可能性がある5品目は、大きく2つに分けられる。サービス用機器、具体的にはパチンコ、スロットマシンは、現状、当該業種の統計（月報）は存在していないので、仮に対応するとなれば新しく当該業種の統計を創設し、その上で品目を追加する必要がある。一方、電気照明器具、半導体製造装置、建設・鉱山機械、民生用エアコンディショナの4品目については、生産動態統計の既存の品目の範囲や細かさが、第二次年次推計で使われる工業統計と合っていないので、第二次年次推計を含めた推計上の工夫や他の業界統計等で対応できるのか、あるいは生産動態統計で対応する必要があるのか、内閣府や経済産業省に検討いただいている。
 - パチンコ、スロットマシンは、出荷額が大きい実態を捉えるのが難しく、かつ内閣府や経済産業省の所管外の品目なので、他の関係府省庁の統計幹事にも御理解・御協力をいただきたい。
 - ・ SNAの第1次年次推計と第2次年次推計のとの改定状況を踏まえた検証は、SNA推計における基礎統計と推計方法のシームレス化を通じて、GDPの精度向上を図るという観点から極めて重要な課題であり、国民経済計算体系的整備部会の審議や産業統計部会への情報提供、事前の関係者へのアドバイス・指示出しなどの御尽力をいただいている部会長に感謝したい。
- 他方、検証結果を踏まえた生産動態統計に関する課題の絞り込みが、現時点では十分に進んでいない点は残念だ。課題には、電気照明器具など品目の拡

充や品目範囲の変更など課題となり得るものや、パチンコ、スロットマシンなど、経済産業省の生産動態統計で対応するとなると、新規分野であり、大がかりとなり得るものがある。他府省との関係も考えなければいけない。また、他の統計データや推計方法の工夫で対応できる余地も十分ある。5月16日の産業統計部会に間に合うように、関係府省には、早急に、かつ密度の濃い検証と課題の絞り込みを強くお願いしたい。この点は5月の統計委員会においても確認したい。

家計可処分所得・家計貯蓄率については、準備が整い次第、速やかな公表をお願いしたい。生産側・分配側QNAについては、公的統計基本計画において2019年3月末までに「結論を得る」とされており、主要国の中で日本のみが公表していないという状況なので、今後の検討の進め方に関して、具体的な課題と期限を設定した工程表の策定をお願いしたい。

雇用者報酬推計について、当面の対応としては適当と考えられる。毎月勤労統計の全ての課題を処理するまではいろいろな影響があると思われるので、その都度適切な対応をお願いしたい。

統合比率に関するデータ提供については、統計委員会が要望したデータが全て公表され、委員会として改めて感謝したい。

《産業統計部会》

河井産業統計部会長から、口頭により、経済産業省生産動態統計調査の変更に係る部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計の「シームレス化」の取組の一部として今回の議論がある。経済産業省生産動態統計調査における取組については、引き続き、内閣府と経済産業省が一体となって、具体的な検討を速やかに進め、5月16日の第2回部会で取りまとめる予定の答申案に、可能な限り、具体的な対応方針を記載していただきたい。

(3) 部会に属すべき委員及び専門委員の指名について

西村委員長から、資料3に基づき、部会に属すべき委員及び専門委員の指名がなされた。

(4) サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）について

総務省（政策統括官室）から、資料4に基づき報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・サービス分野の生産物分類は、SUT体系への移行に向けた基盤整備として大

変重要なものだ。我が国におけるサービス分野の経済活動を初めて網羅的に検討し、体系化するという大変な作業だが、生産物分類策定研究会における精力的な議論により、短い期間でよくまとめていただき、関係の先生方や関係府省の皆様のご御尽力に心から感謝したい。今後は、これを実際に適用しながら、更に2023年度末までの財分野を含む生産物分類全体の策定に向けて、引き続き検討をお願いしたい。

(5) 基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）について

総務省（政策統括官室）から、資料5に基づき報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ SUT体系移行については、経済統計のベースを一変させるものであり、調査も大きな影響を受ける。このため、統計の利用者のみならず調査に協力いただく方に対して、その意義を発信していくことが重要。今回、それをしっかり記述したことは重要な点だ。

また、技術的にも難しい問題であり、長期間にわたるプロジェクトなので、このような形で方向性、課題やスケジュールをまとめ、次のステップにつなげることは非常に大きな進展だ。

何よりも統計整備に当たり中立性や信頼性の確保が重要なので、このような具体的な計画が統計委員会のような場で議論され、オープンにされていることが我が国の統計の中で画期的な一歩と考える。

このような前向きな試みに尽力いただいた委員の皆様や関係府省には改めて敬意を表したい。

今後も引き続き、これまで同様にしっかりと取り組んでいただきたい。特に、2020年のSUTや産業連関表の推計は、サービス部門のSUTに導入など新しい推計過程が追加されるなど、作業負担が大きい上に未知の取組が盛りだくさんであることから、日程面でかなり窮屈だ。関係府省は、しっかりと協力して案件を進めるとともに、スケジュール管理に十分に注意して取り組んでいただきたい。さらに、SUTタスクフォースにおいて、SUT作成に向けた課題をしっかりと議論するとともに、統計委員会にも進捗状況について前広に報告していただきたい。

(6) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から、資料6-1に基づき、平成31年1月分調査結果、常用労働者の定義変更に伴う影響、常用雇用者指数について、資料6-2に基づき、「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 本日の資料は内容の濃い報告であるが、資料の中に introduction（導入）、motivation（動機）、conclusion（結論）がなく、分かりにくいものになっている。「何を契機として、何のためにこの分析を行い、その結果、何が分かったか」ということを説明してもらいたい。
- 資料として不十分なことをお詫びする。平成30年から始めたローテーション・サンプリングの一環として、平成31年1月において半数の事業所の入替えを行った。その結果として平成31年1月の数値については、30年12月に比べて大きな数値の変動、ギャップが発生している。2分の1の大幅な入替えは、ローテーション・サンプリングの移行に当たっての一時的・経過措置的なものであり、また、東京都の500人以上事業所は、まだ全数調査になっていないということもあり、その辺りがどう影響しているのかという問題意識で分析したもの。結果的には、500人以上事業所の東京都の部分抽出調査で行っていることにより一定程度影響が出ている。今後、全数調査に移行することで、今回出たギャップも一定程度小さくでき、より信頼性の高い調査にできるのではないかという結論であると認識。
- ・ 6月から東京都の500人以上の事業所調査は全数調査に戻すとのことだが、一方、東京都の500人以上の事業所はサンプル入替えが大きく影響を及ぼしているとのこと。今年の6月に全数調査に戻すと、またレベルシフトする可能性がある。ユーザーとして正確な前年比の計算ができるのは、来年の6月になるということか。
- 全数調査として前年同月比を使えるのは来年の6月以降からだが、一年間使えないのは困る。そこで、6月に全数調査に移行してからは、新たに追加した事業所を除いた上での前年同月比もお示しすることを考えている。経過措置的だが使える数字になる。ギャップの分析も行うが、情報提供としては、そのようにしていきたい。
- ・ 今年の6月以降、本系列のデータを2種類出すということか。
- 正式に分析できているわけではないが、ギャップの影響が一定程度出る限りでは、どれを参考値にするかという問題はあるが、2つ目を出すような形で考えている。
- ・ 本系列、本系列の参考値、共通事業所系列の3つの系列ができて、どれを使うかについては、ユーザーが選ぶことになるのか。
- そうである。混乱しないように説明する。
- ・ 複数の系列があることについて、今でも一般ユーザーには分かりにくい。分かりやすい説明に努めてほしい。
- ・ ユーザーとの対話の中で、作成者側にとってだけでなく分かりやすいものにしてほしい。統計委員会としてもサポートする。

- ・ 常用雇用指数についてのギャップの要因が、非常にクリアになった。ベンチマーク更新によるギャップ修正のところで、異なる系列を比較してしまうのでこういうことが起きるのだと理解した。ユーザーの立場からすると水準のほかには前年比の情報も重要。優先順位は低くなるかもしれないが常用雇用者指数についても、ベンチマーク更新が頻繁化する可能性もあるため、前年比がゆがまない形での計算の仕方を検討願いたい。

→ 検討したい。

- ・ 特別監察委員会の報告書において、抽出倍率の逆数をかければ復元できていて問題はなかったというような記述がある。他の非標本誤差等があり、そういったことも考えて復元しないと本当はダメだったということを経済産業省の統計委員会に示した意見書に記載した。回答は、検討したが問題は少ないので無視して良いと判断をしたということなのか。あるいは、今後はそういうことについても検討していくということなのか。

→ 平成16年からの不適切な処理は、手続も不適切であり、復元集計を含め標本調査をきちんとやればできていたという事実確認はされた。適切ではなかったとする特別監察委員会の報告であるが、どうすれば良かったか、今後については示していない。500人以上事業所について、端的な理論として、一定程度の誤差を許容すれば、適切な復元方法がされる限り全数から抽出調査へ移行できるという表面的な判断があった。現状どうであるかという分析は、我々が統計実務者として必要なこと。少ないサンプルでは、抽出にしたら、大きな結果の影響があった。長期に見れば打ち消されたのかもしれないが、そこを含めて抽出ができるのかどうか。全数に意味があるということについて、確認をしなくてはいけないという思いを強くした。監察委員会はそういったことまで関与していないという認識であり、統計委員会での指摘を踏まえて、そうしたことを認識して、今後は全数調査をやっていかななくてはならないと考えている。

- ・ 東京都の全数の話は複雑な問題がある。売上、従業員など、絶対数の規模については大きなところは外してはならないというのはあるが、賃金、平均労働コストについてはどうかという議論はされていない。サンプルか全数かを含めてきちんと検討してほしい。

- ・ 監察委員会の報告そのものは、事実関係や動機、責任の所在等を検証するものであり、1つの部分的なところを切り取った話だということは理解した。これからどうすべきかは、統計委員会の基本的な考え方と一致していると理解。

- ・ 1,000人以上の事業所における常用雇用者数、特にパートタイムの今年1月の数字をみると、かなり不自然な動きをしている。500人以上の従業所で、275事業所ほど入れ替わっていたということで、その影響の可能性もあると思うが、賃金とは別に常用雇用者数についても1,000人以上のところも見てもらいたい。情報通信業と金融保険業、宿泊飲食業のパートタイムの従業員1,000人以上が平成31年1月で、公表値と継続サンプルで大きくかい離している。とりわけ、

分類Mにおける宿泊業・飲食業では公表値は47,890人となっているが、継続サンプルでは2,029人ということで24倍のかい離がある。275事業所が入れ替わっているのであれば、そういったこともあり得ると思うが、これ以上は調査の個票を見ないと分からない。宿泊・飲食業の1,000人以上事業所は多くはないと思うので見てもらいたい。

- ・ 1,000人以上という分け方が良いかどうか、どの辺が良いか、賃金と雇用者数では違うと思うので、そこも考えてほしい。個別性が大きい部分になる。個別の産業、個別の事業所について把握しておく必要がある。今までの厚生労働省で見ていたものを超えるようなものを見ていかないと、安定したデータを作り出すのは難しくなっている。その点、考えていただきたい。
- ・ 母集団が見えていないと、現段階での抽出された3分の1がどうなっているか見えない。事業所母集団情報データベースが使えるようになっている。過去のデータまで含めて入っているはずなので、抽出された3分の1と母集団の対比をしたら良いのではないか。厚生労働省の持っている標本データでは足りないので、統計局の協力を得て、どれだけかい離があるのかを見る方が問題の所在がよく分かるのではないか。
- ・ 6月で全数があればそれも良いが、給与のデータまである「経済センサス - 活動調査」を現時点で利用可能なデータとして使ってはどうか。次の6月の調査結果が速やかに出るのであれば良いが、今の時点でのかい離をみるのであれば、そういったことも使えるのではないか。毎月勤労統計と違う数字が出るとは思うが、母集団の中でどういう位置になるのか、相対的にみるという意味で、経済センサスの数字を使ったらどうか。
- ・ 非標本誤差である回答拒否などの影響を見るために、事業所母集団データベースまで戻って、企業の性格等を見る必要がある。統計局にも協力してもらいたい。府省を超え、共通した分析をしていくことが重要。

→しっかりと協力したい。

- ・ ローテーション・サンプリング導入の過渡期とのことだが、どういう構造になっているのか分かりにくい。サンプル入替えの際のフレームの時点が記載されていないこと。部分入替えをやっていくということになると、毎年、年次フレームの更新でそこからの抽出をやっていくのだが、何年の時点による年次フレームなのか。非標本誤差の問題は、これだけでは定量的には分からないが、定性的にはその情報があれば分かってくる。また、毎年、標本を追加しているとのことだが、どのくらいの規模があるのか、そういう情報も丁寧に記述してもらいたい。バイアスが多いのか、少ないのか分かるようになる。
- ・ 総務省統計局へのお願いになるが、名簿が重要と再確認された。名簿の更新をきちんとしておかないと、全数調査をやってもダメだということが示された。表面上だけ見ると、全数調査だけすれば解決するように聞こえてしまうが、調査に先立って名簿が整備されていることが重要であり、どの時点で作られてい

るかというだけでなく、名簿として機能していることが分かるようにすることが大事。

- ・資料6-2の6、7ページ目に産業別規模別の標準誤差率と平成27年1月の標本設計時での標準誤差率の数値が掲載されているが、これは従来公表値ベースか。すなわち、東京都が正しく復元処理されないベースで計算したものか。東京都を正しく復元した再集計値だと、標準誤差率はかなり違うものになるのではないか。情報提供という観点からすると、再集計値でみた標準誤差率が、今後の標本設計の上で必要。追加の計算の検討を願いたい。
- ・平成31年1月のサンプル入替えに伴う断層の分析は、過去の報告と比べて充実した内容であり、興味深い。サンプル入替えの断層には、500人以上の大規模事業所の断層の寄与がかなり大きいことが明らかになり、産業別では、情報通信業、卸小売業、宿泊・飲食サービスなどの寄与が大きい。これらは、東京都において抽出調査となっている産業で、情報通信業は、東京都が占めるシェアが高い大都市型産業。断層に与える影響が特に大きくなっているものと推測。産業の断層解消には、本年6月を予定している東京都の全数調査への移行が、精度向上に大きな効果を発揮すると期待。今回起こったようなプラスからマイナスへと景気の現状に対する見方が大きく変わるようなデータのリバイスはなくなることを期待。

東京都のシェアが高い非製造業の大企業に対する全数調査の必要性を再認識。

「情報提供の要望への回答」における標準誤差率の計算結果でも、大規模事業所の標準誤差率、特に情報通信業の誤差率が大きいことから裏付けられた。定量的なデータを用いて、しっかりと標本設計を行い、統計調査の精度確保を図ることが極めて重要であることが確認された。実際にデータを作る時は、個別の情報が重要。統計を超えたものになるが、実際の経済の中での個者の情報が重要である。データベースをきちんと把握して、どう使っているか、作成している人との連携も重要。厚生労働省においては、分析結果を単に報告・公表するだけでなく、分析結果を踏まえて、毎月勤労統計調査の調査設計を見直していくことで、毎月勤労統計の精度を改善していく、PDCAサイクルを確立することが大切。明らかになった知見を対外的に分かりやすく説明することで、毎月勤労統計の精度改善、ひいては、統計への信頼回復につなげていくようお願いする。サンプルを取る、取らないで大きな差が出るということは、非標本誤差で起こりうるような、回答拒否等の問題をできるだけ少なくすることが極めて重要。そのため、個者の情報は極めて重要となってくる。実際の報告者には社会的責任があるということを十分に理解し協力していただくようにすべき。

「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」では、当時の経緯も含め、正直に答えてもらった。いくつかの教訓がある。1つは、統計見直しの影響度を正しく見積もることが重要である点。今回

の不適切な対応は全く許容されるものではないが、厚生労働省は、今回の不適切な処理において、その影響度を正しく見積もることができず、その結果として、インパクトを過小に見積もり、対応が遅れる原因の1つになった。「誤った情報」により「誤った判断」をしていたという事実を重く受け止め、今後は、「正しい影響度の見積り」の下で、「正しい判断」をしていく必要がある。もう1つは、それなりの定量分析がなされている分野においても、定量分析の結果が統計の精度向上に十分に反映されていない可能性がある点。正しい分析をすることが重要だが、次には得られた分析結果を踏まえて、調査設計の見直しを行うことが、今後の精度向上には肝要。

今後の再発防止策は、報告がなかった。宿題として残っており、正しい定量的な分析を踏まえた統計改善のプロセスをしっかりと実現していく仕事の進め方をどのように確立していくかについても、検討をお願いしたい。

平成16年から23年の遡及改訂については、次回の統計委員会で報告されたい。また、統計委員会担当室も引き続き、追加の論点整理や分析結果の提示をお願いする。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>